

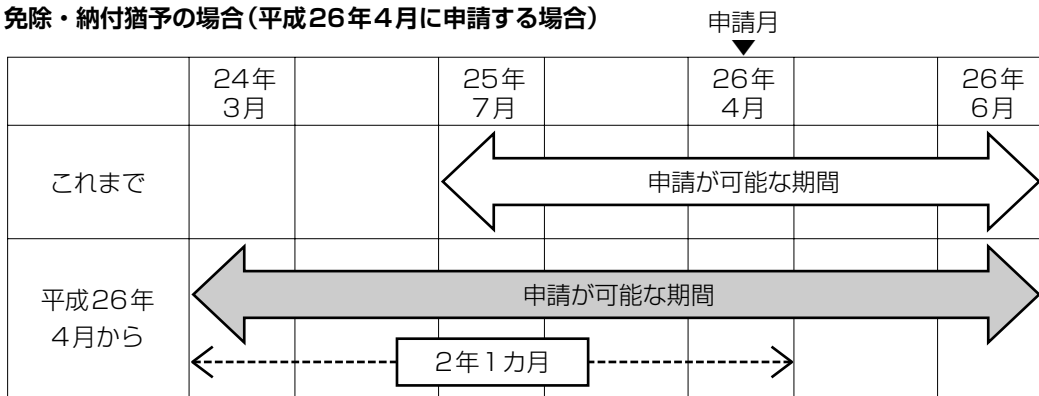
# 平成26年4月から

## 国民年金保険料の取扱いが次のとおり変わります

### 1. さかのぼって免除申請ができるようになります

これまでは、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででした。平成26年4からは過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって申請ができるようになります。(学生納付特例も同様です)

【例】免除・納付猶予の場合(平成26年4月に申請する場合)



《手続き》 お住まいの市(区)役所・町村役場または年金事務所に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」または「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

【ご注意ください】

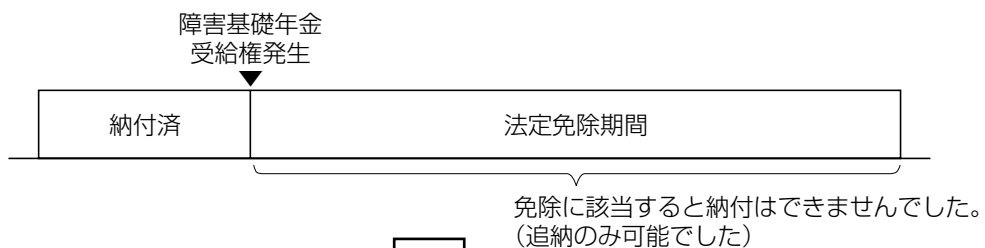
- ・免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ・学生であった期間は、学生納付特例に限られます。
- ・免除は前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

### 2. 法定免除期間の保険料が納付できるようになります

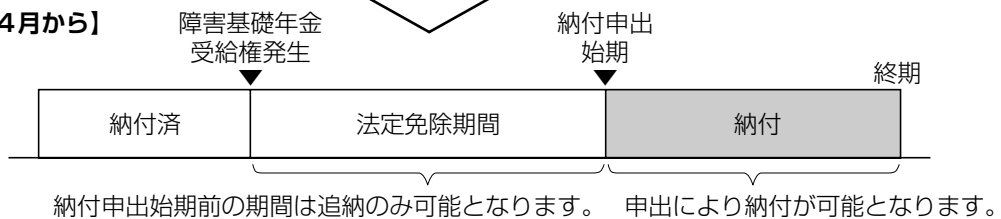
これまでは、法定免除を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い(追納制度といいます。追納制度は加算金が付く場合があります)のみ可能でした。

平成26年4月からは、法定免除期間のうちご本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになります。

【これまで】



【平成26年4月から】



《手続き》 お住まいの市(区)役所・町村役場または年金事務所に「国民年金保険料免除期間納付申出書」を提出してください。

【ご注意ください】

納付申出することができる期間は、平成26年4月以降の期間です。